質問に対する回答書

質問年月日	平成 29 年 5 月 18 日 (木)					
工事番号	第 29-17 号					
工事名	平成 29 年度 多気町水道事業 丹生地区 配水管布設替工事					
工事箇所	多気町 丹生 地内					

質問内容

- 1. 地域は松阪1 (B旧勢和村) でよろしいですか?
- 2. 管材料費としての計上は、仮設管以外全てですか?
- 3. 第 0073 号明細書の壁貫通穴あけの歩掛がないのですが、見積りですか? 見積りならば見積り先はどこですか?
- 4. 既設管処分費の管材処分費と運搬費は見積りですか? 見積りならば見積り先はどこですか?
- 5. 仮設材料運搬費は見積りでいいのですか?

口	答	日	平成 29 年	5月	22 日	(月)
---	---	---	---------	----	------	-----

回答内容

- 1. そのとおりです。
- 2. 管材料費としては、仮設管、弁室・ボックス類、識別マーカー、管明示テープ、埋設シート、歩行防止柵以外の材料となります。
 - ※歩掛り一部改正により『管材は管等の内面が水に接する材料である』となりました。
- 3. 建築コスト情報の単価を採用しています。
- 4. 管材処分費・運搬費は、県内の廃プラスチック類処分可能な2社を比較し、適正単価を算出し採用しています。
- 5. 見積価格になります。